

議事要旨(2)金融資産の減損に関する FASB 及び IASB の公開草案へのコメント対応について

冒頭、関口委員より、2012年12月にFASBから公表された公開草案「金融商品：信用損失 (Subtopic825-15)」(コメント期限：2013年5月31日)に対するコメント文案、及び2013年3月にIASBから公表された公開草案「金融商品：予想信用損失」(コメント期限：2013年7月5日)に対するコメントの方向性案について説明がなされた。

説明の後、委員から、主に次のような発言がなされた。

- ある委員より、IASB 公開草案におけるローン・コミットメント及び金融保証契約の取扱いに関して、概念フレームワーク上の負債の定義や認識規準との関係についてコメントするという事務局の方向性の意図を確認したいとの発言がなされた。これに対して、事務局からは、例えばローン・コミットメントについて、貸出金の引出しが行われていないにも係らず、引出しが行われたと仮定して信用損失を認識するとともに、これを引当金(負債)として認識することが提案されているが、これが、概念フレームワークの負債の定義における過去の事象に該当するか否かなど検討すべき点があると考えているとの回答がなされた。
- ある委員より、IASB 公開草案について、実務上の観点から、次の点に関する事務局の方向性に賛成するとの発言がなされた。
 - ✓ 事務局の示す代替案が、相対的アプローチではなく、絶対的アプローチに基づいていること。
 - ✓ 延滞期間30日をベースとする取扱いから、事務上の遅延など信用リスクの悪化と関連のない事象を除外すべきとしていること。
 - ✓ リース債権に関する単純化アプローチについて、信用リスクの推移の追跡は難しく、さらに、全期間の予想損失の認識は実態を適切に反映しない可能性があるという作成者の見解がコメントに記載されていること。
- ある委員より、次のような発言がなされた。
 - ✓ IASB と FASB にコンバージェンスを強く求めることは必要であるが、求めるだけでは不十分である。例えば、両者を取り巻く規制環境の違いなど、コンバージェンスが達成できていない原因を把握して解決策を提言すべきである。例えば、ASBJ が主体的に、基準設定主体だけではなく、規制当局や関係者を交えた議論の場を設置することを提案することも一例である。
 - ✓ 減損の基準開発が円滑に進んでいない原因は、実行可能性の担保と会計理論上の合理性の担保の両方の充足を目的としているためと考えられる。したがって、ASBJ の代替案を示す場合、そのいずれかを緩和することを前提として主張しないと、十分に説得力のある提案にはならない懸念がある。

これに対して、事務局からは、両審議会が歩み寄れる可能性のある代替案を検討していること、海外関係者との対話を含めた国際的な働きかけを引き続き行っていく予定であること、さらに、減損は金融監督規制と切り離せる論点ではなく、金融監督規制との関係についても十分に配慮する必要があるが、会計と金融監督規制の目的の相違についても考慮する必要がある、との回答がなされた。

以 上